災害発生にかかわる大会キャンセルの方針

会員の皆様

このたび、本学会理事会は災害発生にかかわる大会のキャンセル方針を定めましたので、 お知らせいたします。大会開催まで半年以上にわたり、さまざまな準備をしております。 会員の皆様のご理解と、大会参加につきまして事前申し込みへの変わらぬご協力を、宜し くお願い申し上げます。

本学会としては初めての試みとなります。お気づきの点などがあれば、研活委員長(田間)までお知らせください。改善を重ねていきたいと考えております。

研究活動委員会 委員長 田間泰子 2019年4月5日

1. 学会による取扱い

- (1)理事会は、大会開催校の災害対策マニュアルに従い、大会実行委員会の判断のもと、 大会の中止を決定する。決定内容は、できるだけすみやかに大会ウェブサイト、お よび会員メルマガで周知する。
- (2)大会が中止された場合、報告の取扱いは、「実施した」ものとする。既に要旨集を 提出していただいているため。ただし、大会参加費を事前に支払っていない場合は、 その限りではない。
- (3)大会全体が中止となった場合、また部分的に中止となった場合のいずれにおいても、事前に振り込まれた大会参加費の払い戻しは行わない。中止となっても、既に大会開催のための諸経費が発生しているため。
- (4)懇親会が中止となった場合、懇親会費の払い戻しをするかどうかは、理事会と大会開催校との協議のうえで決定する。

2. 会員の方々にしていただくこと

- (1)報告予定者/司会が災害により大会に参加不能となった場合できるだけ速やかに大会事務局(jsfs-taikai@bunken.co.jp)に連絡してください。
- (2)事前に参加申込みをしたが、被災により大会に参加不能となった場合 大会ウェブサイトに、大会事務局から参加費および懇親会費払い戻しについてお知 らせが出ます。よく読んで、各自で対応してください。

以上